

主な規制改革事項の追加について



オンライン医療の充実に向けた制度改革の実現 《都市部での遠隔服薬指導の解禁等》

- これまで過疎地等においてのみ認められていた遠隔服薬指導について、**かかりつけ薬剤師・薬局**であること等の一定の要件を満たす場合は**都市部でも実施可能**とする（今年度上半期目途）。併せて、安全性・有効性が確認された疾患について、オンライン診療の対象への追加、実施方法や実施体制等の要件の見直しを検討する。



都市部でのオンライン医療のニーズ
仕事や育児が忙しく、受診先延ばし・治療中断に陥りがちな**40~50代**の通院負担を軽減



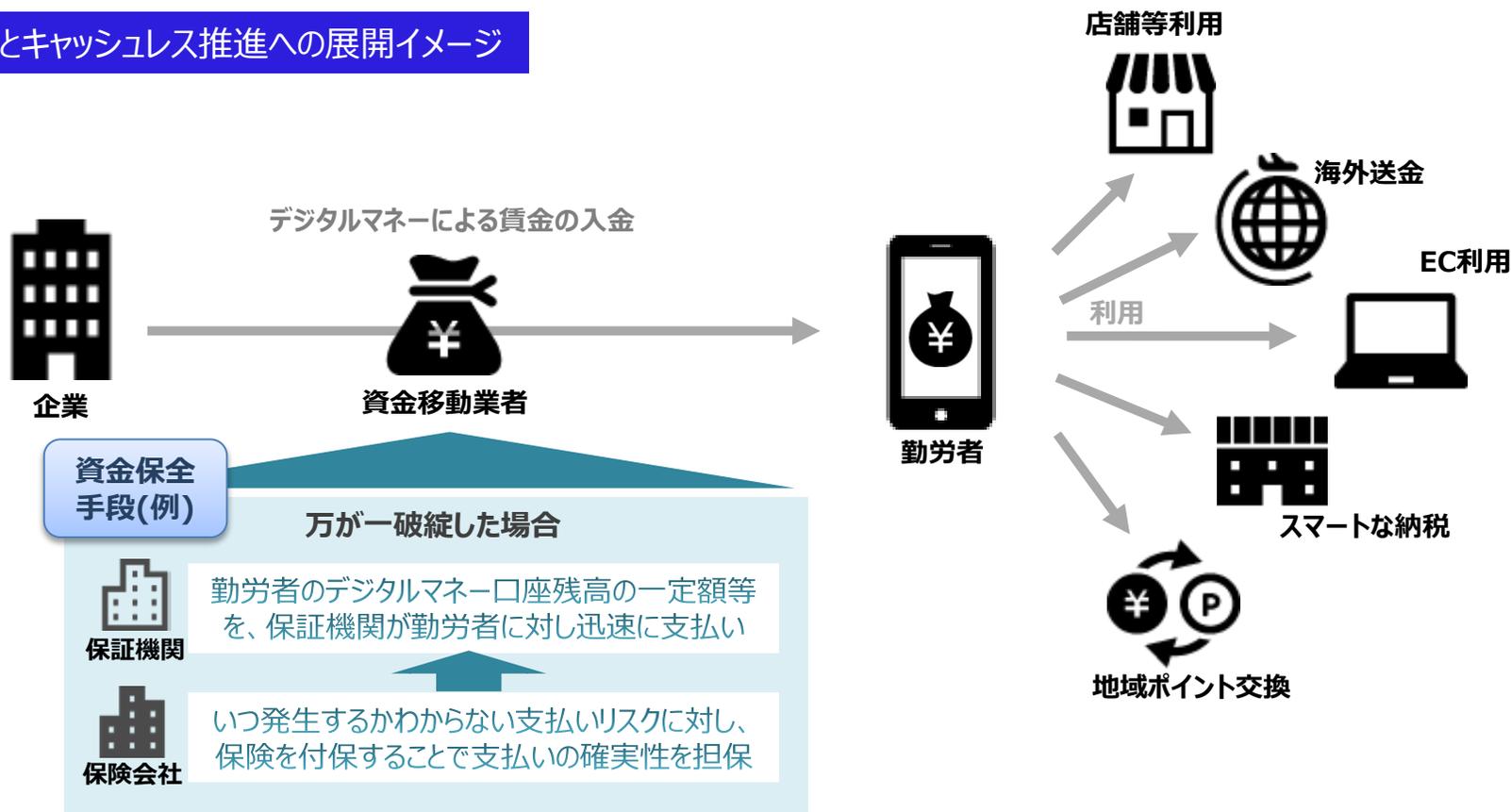
通院負担軽減・
受診率の向上
早期受診・継続的治療による**重篤化防止**、**医療費抑制効果**が期待される

キャッシュレス社会の促進 《デジタルマネーによる賃金支払いの解禁》

- これまで現金での直接支払いや銀行口座への振り込み等に限られていた賃金支払いについて、勤労者本人が希望する場合、**資金移動業者の口座への支払いも解禁**。キャッシュレスの推進や外国人材も含めた勤労者の利便性向上に貢献。
- 解禁の前提として、万が一、**資金移動業者が破綻した場合であっても、十分な額が早期に勤労者に支払われる資金保全手段の設計**を早期に具体化。

※併せて、マネーロンダリング等に対して適切な態勢の構築を図る。

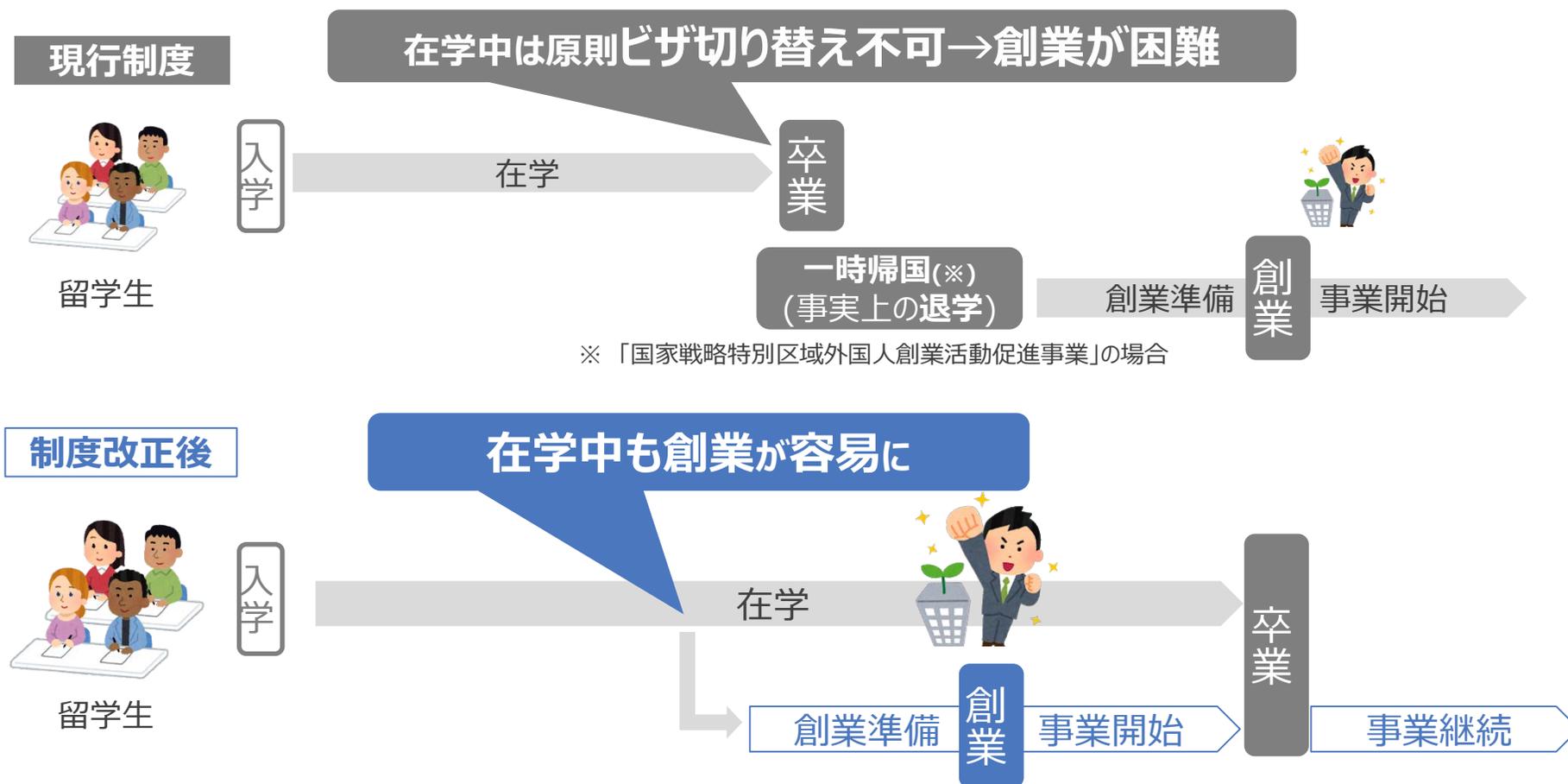
解禁後の姿とキャッシュレス推進への展開イメージ



外国人材の活用、創業活性化 《外国人留学生の起業促進》

- 創業には「経営・管理」ビザが必要であるが、**在学中**は「留学」ビザからの切り替えが原則不可（注）。
- 「留学」ビザから切り替えるためには、**事実上退学し、一時帰国せざるを得ない場合も**。
- 留学生による**在学中の創業**が容易となるよう、**制度改革を実施**。

注：事業の実現可能性を審査し、事業の安定性・継続性に係る要件を満たすことが確認された場合は除く



急増するインバウンド需要への対応 《ダイビングインストラクターの就労促進》

- 観光ダイビングを目的としたインバウンド需要が拡大する一方、沖縄をはじめ、全国のダイビングスポットで母国語対応できる外国人インストラクターが不足。
- 外国人インストラクターも日本の潜水士免許が必須であり、潜水に係る海外の資格を保有する外国人インストラクターが潜水士免許を取得しやすくなるよう申請プロセスの明確化を年内に実施。

現状



日本で
ダイビングインストラクターを業
とする場合、
潜水士免許が必要

課題

外国人も
潜水士免許の取得が必要

潜水士免許試験に
合格する以外に、

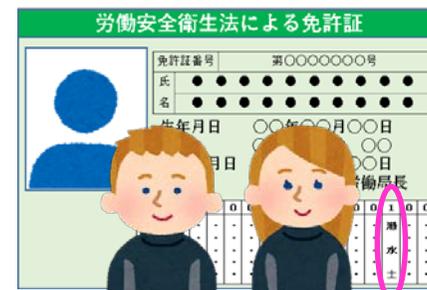
潜水に係る海外の資格を有してい
る場合、条件によっては取得可能

- 申請プロセスが分かりにくい
- 取得可能か予見できない



✓ 外国人の取得は困難

改善案



潜水士免許に相当する海外の
資格を有する等、一定の要件
を満たせば日本の潜水士免許
を取得できる申請プロセスを明
確化